

森崎里美さんを支える会NEWS.14 2013.4

連絡先：〒661-0025 兵庫県尼崎市立花町 4-6-2-2D 高見方

メールアドレス：satomisaiban@yahoo.co.jp

ブログ「里美ドットコム」<http://satomi-heart.cocolog-nifty.com/blog/>



12年12月27日、第4回公判報告



公判は、午前10時より約5分。大阪地裁810号法廷にて。原告・里美さん側から、13年1月21日に医者（障害者の二次障害の専門家）との面談を予定しており、弁論書はその後に出したいと求め、1月末提出となりました。この日は相手側・JR西日本の書面に対する認否のみを出しました。

報告会では、弁護士さんから次のように説明がありました。「会社側は、里美さんの仕事は活字の入力作業のみと主張しているが、実際にはワードやエクセルで制御盤の図面

など、細かい作業を時間をかけて製図する作業をしていた。」「セクハラを告発し仕事を与えられない中で、仕事を求める里美さんに与えられた仕事がこれだった。うつ病だけでなく、指根管症候群、神経根症になった。」「会社は、里美さんが休んだ理由が障害とは関係ないから、解雇は障害者差別ではないと主張しているが、出勤してはまた休むようになった原因は、こうした会社の仕事のさせ方にある。」

参加者から、「障害者の特性に合わせた障害者用のマウスを使っていないなど、会社のやり方は問題だと思う」という指摘がありました。

13年2月7日、第5回公判報告

2月7日、地位確認訴訟第5回公判が大阪地裁にて行われました。

今回は、原告側から「ストレスと身体的傷病（頸椎症・手根管症候群など）」の関連性を示す準備書面ほか、里美さんのハンディキャップとの関連性などの準備書面を提出しました。

今回は脳性まひと二次障害についての専門家のお話を伺い、準備書面として提出した他、2つの動画を提出しました。動画は自宅でパソコンを扱う画面と、無理な姿勢の中でスイッチの図面をワードで作画している画面の2つです。自宅では台の高さなどを身に合うように調整しているそうですが、会社では無理な姿勢で、自分の体を支えながら作業していることが良く分かるそうです。

専門家も「健常者」の70%増しの負担がかかると言っています。また専門家は、「脳性まひ者がパソコン・マウスの操作をすることが障害にどう影響するのか、身体的と精神的の二つの悪影響がある。自分の障害の特性に合っていないと首肩への悪影響があることを、障害者雇用枠で採用したのだから、JR西は分かっているといけない。JR西は休みと出勤を繰り返したから業務性のものではないというが、少し休んで負荷が戻って、また行くと負荷がかかることを繰り返して、だんだん重症化していったのだから当然の結果だ。精神的影響は首や指根管症候群も影響する。セクハラがなかったことにされたことによる苦痛、職場のいじめも影響する。とうとう長期に休んだが、私病ではなく職業性のものであると考えられる」などと語っておられます。脳性まひと二次障害の専門家の立場から里美さんの主張を裏付けていただきました。専門家から見て、里美さんの訴えの正当性が裏付けられたことは、大きな力となっています。

3月18日、第6回公判報告

3月18日、第6回公判が開かれました。多くの傍聴ありがとうございます。この日に向け会社側が準備書面を提出、裁判は原告側がそれに反論することを告げ、次回期日を決めて数分で終わりました。会社側の

書面は、「期間の定めのある雇用であり期間は1年である。里美さんの従事していたのは補助的業務である。欠勤の理由として、指根管症候群などは以前には言っていなかった主張である。」等というもの。

これについて弁護士さんは報告会で、「障害者雇用促進法は1.8%の雇用を義務付けているが、政府は雇用された障害者が雇用継続されるように働きかけている。雇用契約を更新していくのが原則だと主張したが、会社側は長期欠勤したから解雇は当然と主張してきた。これに対し、業務上の理由による欠勤を理由にして本人の不利益に扱うのはおかしいと反論していく。」「会社側は補助的業務で簡単な作業だと主張するために里美さんが作成した書類を出してきた。会社側は文字を打っているだけだというのが、そこに並んでいるスイッチの絵は一つ作成するのに10分くらいかけて苦勞して作っている。どう作っているか説明しないと分からないので作成の様子をビデオで撮影し2月公判に向けて提出した。」「長期の欠勤というが、指根管症候群などや精神症状は少し休んで改善したら出勤し、またより悪くなってより長期に休むということを繰り返して結局、長期の欠勤となった。」などと説明しました。長期の欠勤の理由は、セクハラ告発を原因としたいじめによる業務上の災害であることは明らかであり、それを理由とした解雇は許せるものではありません。

仮処分は3月8日に終局しました。約1か月で結論が出ると思われます。

次回公判期日は5月9日木曜日午前10時、大阪地裁810号法廷にて。

署名提出

12月27日の裁判の後、署名を提出に行きました。この日404筆、累計2010筆になりました。署名の方も引き続きよろしくお願ひします。

1月20日たつの集会の報告

里美さんが地元で理解のないことを言われていたりして、誤解がある状況をどう打破するかがテーマの集会でした。地元の人が23人参加し、全体で39人の参加ということで、当初の目的は果たされたと思います。里美さんの話は、性暴力で被害者が非難される状況が強く、なかなか言い出せない原因になっていること。子どもたちに自信を持ってほしくて、また被害者が堂々としていたくて、顔出し名前出しを決意したことなど、なぜ裁判を起こしたか、その中で顔と名前を出したのはなぜなのか。今までも地元の人に愛されて生きてきたこと、これからも親しくしてほしいことなどが分かりやすく話されました。池田弁護士からはそれを裏付ける法律的なことが話されました。質疑応答、会場からの発言で、疑問が晴らされていきました。地元で運動を広げていくための出発点にできたと思います。

財政がピンチ！第3期会費とカンパをよろしくお願ひします<(_)_>

地位確認訴訟では、裁判費用が一から必要です。地位確認訴訟とは、森崎里美さんが性暴力を告発したことに対する報復として雇止め解雇されたことを許さぬ闘いです。その意味で、前の裁判を継続する闘いです。前の裁判と変わらぬご支援をお願ひします。

森崎里美さんは、休みが多いという理由で12年3月31日付で解雇されました。しかし、森崎さんが休みがちとなったのは、性暴力を受けたこと、また、それを告発したことに対して職場でのいじめや無視によってPTSD=心的外傷後ストレス障害とうつ状態になったのが原因です。また仕事上のいじめで脳性まひの二次障害である指根管症候群、神経根症を罹病したことが理由です。解雇は、性暴力告発に対する報復です。こんな解雇を許せば、性暴力を告発する人はいなくなります。

里美さんは2人の子供をかかえてぎりぎりの生活をしており、みなさまからの会費とカンパによってしか裁判の費用は捻出できません。ぜひ、会費と多くのカンパをお願ひします。

同封の振替用紙、あるいはゆうちょ備え付けの振替用紙で、ご送金ください。



おねがひします

郵便振替口座：00940-3-171194 口座名：里美さんの裁判を支える会